

## 8. 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の授業・試験について

### (1) 授業の休止、試験の延期について

- ① 下記1)又は2)の場合は、授業を休止し、または試験を延期します。
  - 1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合
    - (イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合
    - (ロ) JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町・梅田間)、京阪電車(出町柳・淀屋橋または中之島間)、近鉄電車(京都・西大寺間)のうち、いずれか3つ以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合
  - 2) 経済学部長の判断による場合
- ② 授業・試験開始後に上記1)の事態が生じた場合は、授業を休止し、または試験を延期します。

### (2) 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施について

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施します。

- ① 午前 6時30分までに解除・運行再開の場合 ⇒ 1時限から実施
- ② 午前10時30分までに解除・運転再開の場合 ⇒ 3時限から実施

### (3) 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知について

- ① 特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道によります。
- ② 1時限開始後に上記1①の事態が生じた場合は、掲示等により周知します。

### (4) 特別警報、暴風警報の発令、公共交通機関不通等で授業休止又は試験延期になった場合

- ① 授業休止のため、補講がおこなわれる場合は、掲示等でお知らせします。
- ② 延期された試験に関しては、別途掲示等により指示します。

※ ただし、他学部科目については、当該学部の取扱いに従ってください。

## 9. 地震等の発生時の避難方法について

### (1) 地震の発生により建物倒壊の危機が迫った場合

窓枠が歪み窓ガラスが次々と壊れる等、建物倒壊の危機が迫った場合は、各教室の教員の避難指示に従い、建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難、待機してください。教員等の指示が出るまでの間、勝手な行動は慎んでください。

### (2) 火災発生時の対応

各教室の教員の指示に従ってください。避難指示が出た時には教員の指示に従い、建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難してください。